

令和3年度保険料の計算方法

保険料 = 均等割額 (47,200円) + 所得割額 (被保険者の前年の総所得 - 43万円) × 8.98%

均等割額の軽減率の見直し

対象者の所得要件 世帯主と世帯内の被保険者の 前年の所得の合計額	均等割の軽減割合			
	本来の 割合	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
33万円以下 (令和2年度までの要件)	7割	8.5割	7.75割	7割
			年額 10,600円 → 14,100円	

均等割の 8.5 割軽減は暫定的な措置として令和元年度まで実施されてきましたが、令和2年度から段階的に見直され、令和3年度以降は本来の割合 (7 割) となります。

所得が低いかたの均等割額の軽減判定に関する所得基準が変わります

	令和2年度の所得の合計額	令和3年度の所得の合計額
7 割 軽 減	33万円以下	43万円+
5 割 軽 減	33万円+ (28万5千円×被保険者数)以下	10万円×(給与所得者などの数* - 1)以下 43万円+(28万5千円×被保険者数)+ 10万円×(給与所得者などの数* - 1)以下
2 割 軽 減	33万円+ (52万円×被保険者数)以下	43万円+(52万円×被保険者数)+ 10万円×(給与所得者などの数* - 1)以下

※給与所得または公的年金所得があるかた

新たな保険料額は 7月中旬 に保険料額決定通知書でお知らせします。

後期高齢者医療保険
保険料の軽減率や
判定基準が変わります

●問い合わせ●
後期高齢者医療室
☎ 829-1139

長く安心して暮らすために
ご存じですか？

介護保険のこと

●問い合わせ●
介護保険課
☎ 829-1163

介護保険って

どんな制度？

住み慣れた地域で長く安心して暮らせるよう、社会全体で支え合う制度です。40歳から保険料を納め、介護が必要になったときに認定を受け、費用の一部 (1/3割) を自己負担して介護サービスを受けることができます。

サービスの対象者は？

① 65歳以上第1号被保険者
で要介護 (要支援) 認定を受けたかた

② 40歳～64歳で医療保険に加入 (第2号被保険者) し、介護保険対象の特定疾病 (初老期認知症、脳血管疾患など) が原因で要介護 (要支援) 認定を受けたかた

介護保険料の納め方

〔40～64歳〕

加入している医療保険 (国民健康保険や職場の健康保険) で計算された金額を納付書や給料天引きなどによって納めます。

基準所得金額の

一部変更

今年度から、第6段階と第7段階を区分する金額が120万円、第7段階と第8段階を区分する金額が210万円、第8段階と第9段階を区分する金額が320万円に変更となりました。

◆詳しくは、今月の折り込み「介護保険お知らせ便」をご覧ください。

〈 告 告 〉